

平成25年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年10月1日（火）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	松田	和久	定住対策課長	八幡	哲
副町	長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教	育	山本	和博	上下水道課長	山崎	龍一
総	務	大庭	孝久	建設課長	井川	善寿
会	計	井川	芳樹	総務学校教育課長	村上	孝三
企	画	渡部	誠	生涯学習課長	濱田	勉
税	務	池田	茂良	布施支所長	大上	一郎
町	民	名越	玲子	五箇支所長補佐	佐藤	弘一
福	祉	阿部	眞澄	都万支所長	田中	秀喜
保	健	長田	栄	行政係長	中村	恒一
環	境	山川	由夫	財政係長	宇野	慎一
観	光	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1人

1、議員提出議案の題目

発委第 7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

発委第 8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

発議第 4号 道州制の導入に断固反対する意見書

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時30分）

日程第1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第68号から議第82号までの補正予算案及び条例関係等15件、決算認定14件、請願1件、陳情2件、要望1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

4番（佐々木雅秀）

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、平成 25 年度一般会計及び各特別会計補正予算、税条例及び企業立地奨励条例の一部改正、工事請負契約及び工事請負変更契約と、平成 24 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定並びに「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情」、「原田地区防災避難所建設の要望」、「町道加茂箕浦線改良及び高潮対策護岸整備の陳情」及び「地方財政の充実強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」計 19 件の審査と本委員会所管の調査事項、並びに行政視察について調査いたしましたので審査の経過及び結果についてご報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 9 月 4 日、5 日、6 日、会期中の 26 日、27 日、30 日の 6 日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、決算会計については全会一致で「認定すべし」とし、他付託された案件と陳情・要望及び請願についても、全会一致で「採択すべき」とものと決定いたしました。

それでは、議案の審査過程での執行部からの説明、委員からの質疑のうち主なものについて申し上げます。

まず補正予算についてであります。

空き家調査、野外音楽フェスティバル、観光関係緊急雇用対策の 3 件について報告いたします。

最初に空き家調査関係 111 万 4 千円についてであります。当初、町内の空き家が 1,000 戸と予想していたところ、調査をしていくうちに 1,500 戸と予想を修正し臨時職員賃金と推進事務費を計上するものであります。

委員からは、空き家調査の目的と調査結果の活用方法、危険家屋の対策、空き家条例の必要性について質疑がありました。執行部からは、UI ターン者への紹介や危険家屋の把握が目的であり、活用できる家屋では年間 2 軒程度の改修を予定、軽微な修繕は所有者と入居者で負担するが一部助成も検討している。危険家屋については所有者が負担することが原則である。近隣に被害が及ぶことも考慮し、本年度中に条例化を目指しているとの答弁がありました。

委員会としては、所有者や地域の事情も様々であり、関係する課は連携して早急に対策を講じるよう求めました。

二点目は、野外音楽フェスティバル実施事業 170 万円であります。

平成 26 年度が本町合併 10 周年にあたり、その中に位置付けて実施するための情報収集やプロモーターとの交渉費であります。純粹に町民を元気にすることを目的として職員提案に

よるものであり、地域振興基金を財源とするものであります。来年の夏の開催を目指して、既に公募6名、町職員7名の実行委員会を組織してスタートしている状況であります。

委員会としては、ジオパーク世界認定とも連携して情報発信し、地域振興に寄与するものと期待するものであります。

三点目は、観光関係緊急雇用対策事業601万9千円であります。地元の観光素材を活かした商品の開発と販売により交流人口の増加と地元観光業の活性化を図るものであり、失業者の雇用を条件に島根県が実施する委託事業であります。

委託先は、山陰観光開発株式会社であります。雇用対策をしながら企業の事業拡大と地域の活性化を図るものであります。

委員からは、農林水産業、サービス業など他の産業へ適用が可能かどうか、申込期間は終わったのかなどの質疑がありました。執行部からは、現在県に予算枠があり今年度中の応募が可能であること、10年以内の事業所であれば失業者を雇用して新たな事業を起業することを条件に1年間の委託助成が受けられるとの答弁がありました。

委員会としては、今回の補正は観光業者についての案件であるが、このような情報は他の分野の事業にも活用できることから、商工会、農協、漁協など住民にもっと広く情報提供するように求めました。

次に、条例案件についてであります。

議第79号「隠岐の島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例」について報告いたします。

これは、企業誘致ないしは企業立地するときにおいて、町が支援する要件を緩和するために一部を改正する条例であります。

対象企業の要件を新たな従業員数が5人超から10人超であったものを3人超とし、また、家賃助成の要件から増加従業員20人以上を削除し、雇用助成の要件から増加従業員数を削除したものであります。

委員から、改正する理由の質疑があり執行部からは今般想定する誘致企業がIT関連であり、雇用する従業員数は多くならないと考えるとの答弁がありました。

委員会としても、当初コールセンター業を想定した条例であったことから、助成対象の企業が限定されていたが、改正により企業立地し易くなったことは雇用など地域に貢献することから歓迎するものの、これまでの経験から慎重に適用するように求めました。

次に、平成24年度一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過であります。

歳入総額154億2,628万円、歳出総額151億8,922万円、差引収支2億3,706万円という

決算であります。また地方債 232 億 5,778 万円、基金 44 億 2,630 万円もそれぞれ改善されております。

一方、各財政指標については、公債費比率 33.2 パーセント、(3.2 パーセント改善)、3 年平均実質公債費比率 17.2 パーセント(昨年度 18.2 パーセント)と改善されております。

とりわけ起債において知事の許可が必要であったものが、同意での起債が可能となるとのことで本町の事務事業の手続きが比較的容易になるということです。これはこれまでの職員削減、起債の繰上げ償還など行財政改革を柱とする執行部の努力の成果というべきでしょうか。

委員からは、決算の状況について行革の状況を踏まえて次のような質疑がありました。

平成 27 年度から交付税が一本算定となり、予算で 4 億円不足が予想される厳しい状況の中、第 3 次行革で職員削減については慎重にすべきだ、U ターンなどの施策で人口増を図ったり、若者の働く場、子どもがいる町になる振興計画を立てよ、各課の連携をどう図るのか、などと質疑がありました。

執行部からは、第 3 次行革では今後必要な職員数を定め民間委譲も検討する、自治体によって財政構造、地域の状況は異なるが、身の丈にあった適正な予算を決め事業計画を進める、各課とも総合振興計画に沿って事業展開し財源不足に対処するとの答弁がありました。

また、町税などの滞納については 24 年度末 3 億 567 万円であります。監査委員が報告されたとおり、納税推進係を中心として徴収業務に努めていることについては評価するものであります。年々増加する滞納額については、徴収対策本部会と徴収班が一体となって取り組んでいただきたいものであります。

委員会としては、特に誠実な納税者のいることに鑑み、町税などの負担が不公平な結果とならないよう徹底した対策を強く求めるものであります。

次に陳情、要望及び請願案件についてであります。

始めに「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情」についてであります。

これは、地球温暖化防止のための CO2 排出削減対策に限定せず、CO2 吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全などを推進する山村地域の市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一部を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるものであります。市町村の安定的な財源確保にも資することから全会一致で「採択すべし」といたします。

次に、「原田地区防災避難所建設の要望」についてであります。

当該地区は、平成 19 年の豪雨災害において多大な被害を被った地域であることから、防災避難所を斎宮地区の高台に建設するよう求めるものであります。住民の生命を災害から守ることは最重要課題であることから、全会一致で「採択すべし」といたしました。

委員からは、町内他の地域でも災害上危険な地区が多くあるが、防災計画とその対応はどうかとの意見がありました。執行部に説明を求めたところ、一度に防災施設の対応は無理であること、平成 24 年度に町内全自治会に、災害の種類に応じた避難場所の調査を行い、これを盛り込んで新たな防災計画を作成して実施するとの答弁がありました。

委員会としては、これを踏まえ町全体の新たな防災計画の中で、原田地区の避難所建設を実施すべきと指摘いたしました。

次に、「町道加茂箕浦線改良及び高潮対策護岸整備の陳情」であります。

これは、既に 9 月補正案件として提案されているものであり、また島根県に対しても要望が出されているものであり、確認のための陳情として全会一致で「採択すべし」としました。

最後に、「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」についてであります。

昨年 9 月の第 3 回定例会において同一趣旨の請願が提出されております。

地方自治体の担う役割の増大に鑑み、地域の財政需要を的確に見積り、これに見合う地方交付税の総額を確保する必要があることから、意見書を提出すべきと全会一致で「採択すべし」といたします。

次に 8 月 19 日から 22 日まで、岡山県美作市の CATV 活用状況と兵庫県神河町の定住促進に向けた空き家対策について行政視察を行いましたので報告いたします。

最初に、岡山県美作市の CATV 活用状況の視察について報告いたします。

今回の視察の目的は、町からの告知放送は言うまでもなく、防災、高齢者対策、観光、医療の他、多くの分野で情報の共有化が重要であることから、CATV を活用した情報共有化をしている先進地として美作市を視察いたしました。

美作市は、平成 17 年 3 月 31 日に岡山県東部の 6 町村が合併してできた人口約 3 万人の市で、基幹産業として農林業の他、産業団地や湯郷温泉、氷ノ山などの国立公園の地域があり、調和のとれた美しい自然に恵まれた町であります。

多くの地域が難視聴地域となっており、平成 22 年 4 月から情報通信基盤整備事業、総投資額は約 62 億円、市の負担額約 4 億円で整備した光ファイバー網を利用し、各家庭に地上波放

送を再送信し対応したとのことであります。

内容としては、ホームページのようなデータ放送、市からの告知、防災のための雨量情報と監視カメラ、議会の実況中継、ちなみ議会中継は録画せず、また議会広報も発行していないとのことであります。

成果としては情報を住民の側から選択でき、また聞き漏らすことがないこと、防災情報はデータと目視の双方で現在の情報を確認でき対策がとれること、議会の様子が家庭で視聴できるため住民の多くが傍聴できるようになるとのことであります。

また、今年4月からは「みまチャンネル」という自主放送をしており、元テレビせとうちのスタッフが入社して運営しております。毎日祭りなどの地域の行事や活動を取材し、平日30分番組として11回再放送しています。自主放送は、地域が元気になる効果はあるとのことですが、運営費の負担が大きいと推察いたしました。

本町では現在、住民への情報伝達的手段として防災無線放送がありますが、一方ではテレビ難視聴対策として、CATV同軸回線を布施と都万、CATV光回線を五箇、そして町全域においてNTTによる光ファイバー網を幹線に敷いて整備しているところであります。今後、これら既存の施設や最近のWi-Fi(ワイファイ)やIP網を活用して情報共有を図ることができるかどうか課題であります。

次に、兵庫県神河町の空き家対策についてであります。

本町では、町内各地で空き家が増え続け、本年度も空き家調査事業を展開しているところでありますが、空き家を活用する先進事例として「空き家バンク」を視察いたしました。

神河町は、平成17年11月7日上崎町と大川内町が合併して誕生した町です。兵庫県の中央部で人口約12,000人、ハートの形をした面積約202平方キロメートルの中に、その8割が山林であります。1,000メートルの山々に囲まれ、また中村・粟賀町地区は、昔生野銀山と瀬戸内を結ぶ街道としっかりとした古い家並みがあり、自然と歴史を満喫できるところです。姫路市からも約40分、神戸までも1時間半と通勤圏内であり、比較的アクセスに恵まれた町であります。観光客が年間70万人、観光施設の年間収入が約5億円あるとのことであり、本町と比較しても状況はかなり異なるものがあります。

空き家対策事業を開始したのは6年前の2007年、団塊世代を呼び込もうとスタートしたものであります。当初は、町と直接やり取りをしていたとのこと、これは本町と同様であります。ところが、個別に対応していることにより様々な無理難題が生じたことから、組織化を図る必要に迫られ、大工や不動産業者などの専門家や退職者のボランティアを加えた「神河

田舎暮らし推進協議会」を立ち上げ事業を推進しているとのことであります。

空き家を「空き家バンク」に登録し、25年6月現在78件あるとのことです。田舎暮らし相談員が情報を提供して応募した人は、現在280人ほどあるとのこと、そのほとんどが50代と60代だそうです。田舎暮らし体験を通じて定住を希望する場合は改修費の一部を助成し、水回りの改修などには有利な融資制度も用意しているとのことであります。元々しっかりした造りの古民家などを大工が改修して、素敵な家になっている空き家を見るほどに、本町に活用できればいいなと感じました。

本町においても、本年度空き家調査を実施している中で、定住につながる空き家対策とそれに向けた組織化を検討すべきであると感じました。

なお、行政視察報告書の詳細については、議会事務局に備え置いてありますのでご高覧下さい。以上で行政視察の報告を終わります。

最後に所管調査事項の調査についてであります。“まちづくり”対策事業に関する調査について、及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたします。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（石田茂春）

次に、教育民生常任委員長：8番 小野昌士 議員

8番（小野昌士）

それでは、教育民生常任委員会の審査報告を行います。

教育民生委員会には、補正予算6件、条例1件、認定案件9件、計16件の審査でございます。補正、条例、認定、全て全会一致で「認定すべし」、あるいは「可決すべし」ということで報告をします。

委員会は、閉会中の9月3日、4日、5日、会期中の25日、26日、30日に開催をしました。

それでは所管の審査事項の主な意見・指摘等について報告を申し上げます。

福祉費における障がい者避難施設整備事業費補助金1,027万5千円については、本町には障がい者のための通所施設が3か所、グループホーム・ケアホームが18か所あり、78名の方が利用しております。

自宅・グループホーム等が被災した場合に、特別な支援の必要な障がい者が避難できるスペースが大きく不足しているために、福祉法人の実施する施設整備に対し町が整備費の一部を補助するものでございます。通常時は、作業所として活用するというところでございますが、いざという時に避難所として使えるのか、浴場はなくていいのか等の意見に、浴場は既設の

作業所にあるとのこと。いざという時には直ちに避難所として利用できる使用・管理等確認をしておくように指摘をいたしました。

次に、教育費における総合学習センター改修事業費 230 万円については、教育委員会事務所の改造等でございます。今の建物に教育委員会は根を下ろす考えなのかとの意見に、根を下ろすまでの考えではない、本庁の耐震対策が検討中であり当面の事務所改造であるということです。小学校の跡地利用で教育委員会が使用しており、将来は本庁の中に教育委員会事務局もあるべきだということで、本庁の耐震対策等の中で総合的にしっかり検討するよう指摘しました。

次に、隠岐レインボークラブ(スポーツクラブ)活動補助金 199 万円は、このクラブは“誰でも楽しく皆で気軽に”を基本理念に、健康あふれる楽しい“まちづくり”に貢献することを目的として活動しているクラブです。380 名の会員数で年会費 12,000 円と、補助金・事業収入で運営しているところですが、今回日本体育協会からの助成金が大幅にカットとなり、クラブの経営努力で解決できないため、体育館使用料相当を助成するものです。「一部の町民の健康増進のために将来もこうした補助金を出すのか。」「健康クラブが他にもあり自助努力でやるべきだ。」「いや、健康づくりは予防医療も含め“まちづくり”の大切なことであり、こうしたクラブも取り込み町の施策として総合的に健康づくりを推進すべきだ。」等々意見があり、来年度からは体育館総合事業として運営することとし、町の補助金は原則本年度限りとするよう指摘しました。

次に、生涯学習センター管理運営事業で施設管理費 119 万円は電気料金等の補正でございます。年間利用者数は、平成 24 年度は 3,646 人、電気料金は年間 356 万 5 千円、平成 25 年度見込みでございますが、これは施設の大きさ等と使用の状況で一日の最大電力使用量が年間の基礎電力契約となるために、大ホールの利用のあり方を工夫すれば節電が図られるのではとの意見があり、利用促進と合わせ最小の費用で最大の効果を検討するよう指摘しました。

次に、条例改正については地方税法に伴う改正であり特に意見等はありませんでした。

次に、決算認定については、民生費・衛生費関係は、各種健診の受診率が依然として低い。胃がん検診では対象者 10,373 人のうち 540 人、これは集団検診の結果であります。団体・企業等でも実施しており町内全体数の把握ができておりません。受診率は確認できない。基本台帳等をつくり対象者の受診者の確認をすべきである。安心安全の“まちづくり”を目指すなら、予防行政について全庁的に取り組み、一人でも多くの受診を促すため、各地区の支援員を置いて、町民に何故受診が必要かを含め PR をする等、あらゆる施策・行動で受診率を上げ

るよう指摘しました。

乳幼児等医療費事業ですが、教民のポイントでございます。町長、財政課長よく聞いておいて下さい。

保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の健全な育成及び安心して産み育てることのできる環境づくりを推進する事業でございます。現在の就学前までの補助制度を拡大して町独自で中学生以下にまで引き上げを検討したらどうですかということで、拡大は検討している、県下町村の動向、財政状況等勘案して対応するとのことでございます。

県下でも出産・育児環境を整え、若者定住にもつなげようと拡大を決めたところもございます。岡山県の美咲町は高校生まで拡大しています。安心して子どもを産み育てるために制度拡大を是非実現するよう強く要望いたしました。

教育費については、「隠岐の島町教育委員会、点検・評価報告書」を中心に説明を受け審査をいたしました。

学力向上対策事業では、基礎学力の向上については一定の評価が認められます。学力調査結果での隠岐の子どもたちの弱点等しっかり検討すると併せ、今後とも教委・学校・家庭の連携を強め学力向上に取り組むよう要望しました。

次に、世界ジオパーク推進事業では、念願の世界認定が決定となりました。今後はこの冠をいかに“まちづくり”に活かしていくか課題でございます。

隠岐ジオパークマスタープランにおける具体的な実施計画は、4年間としています。運営組織と財政基盤・地域の持続可能な発展、教育・普及活動の実施、保護・保全等々、今後具体的に検討がなされ実施計画が作られます。

外部評価委員の意見でも、町民のジオパークへの意識は低い、推進協議会の活動そのものの認知度も島内で温度差があるように思う、もっと町民を巻き込んでの取組みを早急に検討されるべき課題であると評価されている。町としての基本戦略をジオ熱の冷めないうちに早急に立て強力で推進するよう指摘しました。

次に、所管事項で一つだけ報告をいたします。

長生きで元気な高齢者社会の環境づくりは、老人保護措置費5施設で113名が実績でございます。養護老人ホーム入所判定は毎年行われておりますが、待機者53名となっており、入所希望者に不安を生じさせることとなっております。

高齢者は確実に増加すると言われており、住み慣れた地域で住みたいと希望してもそうならない環境となりつつあります。養護老人ホームの増設が見込めないなら「ケア付き住宅」

等検討ができないか、また、離島特区で高齢者関係施設等ができないか、待機者の減少の方策について検討するよう指摘をいたしました。

その他所管の調査事項は、閉会中も引き続いて調査研究します。

次に、行政視察研修の報告を行います。

岡山県久米郡美咲町を訪問しました。8月20日から22日です。

目的は、隠岐の島町の“まちづくり”の優先課題は人口減少抑制対策であり、子育て支援並びに定住対策の充実・強化を図り、住んでみたい、住んで良かったと思える“まちづくり”を目的に、岡山県美咲町子育てプランの現状と定住対策を研修いたしました。

概要ですが、美咲町は平成17年3月に久米郡の3町が合併した町であります。合併時の人口は17,491人、世帯数6,303世帯、現在の人口は15,709人、年間出生100人前後、死亡者250人前後で非常に隠岐の島町と類似しています。

平成25年度の一般会計予算が100億9千万円、税収が12億、12.1パーセントです。交付税55億、54.5パーセントで、財政指標の経常収支比率84.8パーセント、実質公債比率18.3パーセントの状況です。公債比率は、今年度17の数字になったという報告でございます。

主な子育て支援では、次世代を担う子どもたちを、“町の宝”と考え、子どもを安心して産み育てる環境を整えることを第一に、今住んでいる方、これから移り住みたい方、これから子育てをと考えている皆さんを物心両面で応援していくため様々な制度を設けています。

まず始めに、乳幼児及び児童・生徒医療費について、乳幼児及び児童・生徒の健康増進を図るため、「美咲町乳幼児及び児童・生徒医療費給付に関する条例」に定めるところにより、保護者に対し自己負担額の全額を補助するものでございます。

平成18年10月からは、3歳未満児及び就学前児童の入院・通院、小学校卒業までの通院が県補助対象です。町としては、中学校卒業までの児童の入院・通院も補助対象としています。平成21年2月からは高校卒業までに拡大し、高校生については償還払いですが実施しています。

対象者数は、24年度末で3歳未満児284人、3歳から中学卒業までが1,569人、高校卒業までが1,022人、医療費は、扶助費、手数料の総額5,974万8千円で、町の支出額4,389万7千円です。うち町が単独町費で賄うのが2,823万2千円ということでございます。岡山県下の状況は、高校までが4町村、中学までが20町村で実施しているとのこと。

次に、少子化対策生活支援事業で水道の基本料金の助成をしております。子育て家庭の経済的負担軽減と安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに寄与することを目的

に、第3子以降で義務教育終了前の子どもを養育するものを対象に月額1,570円を支給し、もちろん町に居住・住民登録が条件でございます。平成24年度で245名445万7千円だそうです。

次に、在宅育児支援手当は子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童の健全育成等のため、保育所・幼稚園等に入所していない小学校就学前までの児童を養育する保護者に月額1万円を支給する、これが24年度で225名2,857万円というふうに聞いております。

また、保育料金の減免及び無料化は、国の保育料の基準額の65パーセント、7階層及び8階層は50パーセント、第2子は2分の1、第3子は無料ということです。

次に、定住対策ですが、美咲町留町で奨励金事業ということで、若者に美咲町に3年以上留まる場合は10万円、1年に3万、2年目3万、3年目4万とこういう具合に10万円でございます。

次に、民間活力利用型若者向け住宅施策は、人口減少を防止し若者が集う町ということで新婚向け賃貸住宅家賃補助金支給事業というものがございまして、入居者の何れかが35歳未満の者を対象に家賃の40パーセントを基準額として、限度額15,000円、5年間、だいたい24年度で47名該当者がいるということでございます。

定住に役立つという若者向け賃貸住宅建設用公共用地貸付事業は、町内において賃貸住宅等を経営しようとする者に、公共用地を無償貸付により家賃の軽減を図り、入所者の負担を軽減するという事で無償貸付期間が30年、定住課長の説明では、やはりこれが隠岐の島町と違うところで地続きでございますので、他の市の民間住宅会社が非常に今多く若者定住住宅を建てる計画があるそうです。人口減少抑制策にかなり有効になってくると期待をしております。

最後ですが、美咲町というところは3町が対等合併して生まれた町でございます。既存の町名を使わないというのが合併協議で決められておりまして、公募で、“人も自然も美しく咲き誇る町”ということで名前が付けられたそうです。

観光資源にほとんど恵まれておりませんが、最近、棚田42ヘクタールが日本百選に選ばれ、その棚田米、西日本最大の養鶏場がありまして毎日100万個の新鮮な卵が生産されるそうです。それから一店ほど地元醤油屋がありまして、その醤油をアレンジしたタレで、“美咲卵かけごはん定食”を売り出して大変ヒットしております。小さな18席の食堂に順番待ちの列ができていました。卵1個、ごはん一杯、みそ汁、漬物2切れで300円でございます。年間8万食と説明がありました。近くに寄ったら是非寄ってくださいということです。

地産地消策、若者の流出の歯止め策等、危機感と“まちづくり”への熱意を感じた研修でした。以上、報告とします。なお、資料は事務局に保管してあります。

議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

ただ今から、13時30分まで昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 12時12分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、議会広報調査特別委員会、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：7番 齋藤幸廣 議員

7番（齋藤幸廣）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、7月12日、17日、18日、23日の4日間開催し、議会だより7月号を8月の初旬に配布いたしました。

次に、去る8月26日、松江市の「タウンプラザしまね」で行われた、市町村議会広報研修会の報告をいたします。参加したのは5町5市で、委員長、副委員長はもちろん多数の委員と事務局員が参加しておられました。隠岐の島町は委員長と副委員長の2名だけでしたが参加しました。

「議会活動が『伝わる』『良くわかる』広報づくりのポイント」という演題で、株式会社メ

ディアプレーンの吉村潔氏の講義を受けました。議会だよりを町民の方が手に取ったとき読んでみたくなるような表紙づくり、レイアウト、見出しの書き方、記事のまとめ方、写真の撮り方などについて非常に興味深い話を聞かせていただきました。またそれぞれの議会だよりについて、一緒に良い点、悪い点などの指摘を受けました。

強く印象を受けたのは、多くの市で議会報告会を開催していること、ほとんどの市町で議案に対する各議員の賛成・反対を明らかにしていることでした。研修会の資料は議会事務局にありますので、是非目を通して下さい。

今定例会中は、9月20日に当委員会を開催し「議会だより10月号」の編集方針、並びに発行の日程について協議しました。

今後の予定は、原稿の締切を10月21日(月)午前中とし、その日の午後に第1回編集会議を行います。そして10月28日、11月5日と編集会議を行い、11月14日、15日に囑託員配布とします。

なお、9月20日の編集方針会議において慎重に協議し、「隠岐の島町議会だより10月号」から議案に対する各議員の賛成、反対の結果について掲載することとしました。ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

議長(石田茂春)

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

12番(米澤壽重)

竹島対策特別委員会よりの中間報告をいたします。

当委員会は、議会閉会中の7月26日、9月10日、議会会期中の9月20日の3日間、委員会を開催し、調査研究をまいりましたのでご報告いたします。

7月26日の委員会では、当面の活動方針と調査事項について協議いたしました。

一点目といたしましては、竹島歴史資料館の本町への設置や、教育現場における領土教育の徹底など、啓発の強化や広報活動のあり方についてであります。

二点目といたしましては、竹島領土権について国際司法裁判所への単独提訴に関してのこととあります。

三点目といたしましては、周辺漁場の実態調査を行い安全操業や経済水域の確保のための監視体制の強化について検証するところがございます。

四点目といたしましては、竹島領土権確立隠岐期成同盟会などの関係団体との連携強化についてであります。

以上の事項に、当面の調査研究事項を定めることを確認いたしました。

各委員からは、国営の資料館の設置を早急に実現し、各地に分散している資料のコピーの収集を行い、視覚に訴える展示方法も工夫すべきであるとの意見がありました。

また、本町の灯台、岬などに、ジオラマ・レプリカを設置し、更に強く啓発活動に努めるべきであるとの声もありました。また、ある議員からは、豊中まつり、世田谷まつりなどの本町がかかわっているイベントの会場で竹島問題のパンフレットを配布したらどうかなどの提案がありました。

執行部からは、本町へ資料館を設置するよう更に強く国に求めていくとの決意の報告がありました。また、今年度より全職員を対象とした研修会と町民対象の研修会と講演会の開催を実施する計画とのことであります。

9月10日の委員会では、当面の調査事項であります周辺漁場の実態調査を目的に、隠岐漁業協同組合連合会の、濱田利長会長を招き意見交換会を行いました。

濱田会長によると、竹島周辺海域は韓国漁船に占拠されている状況が続いており、日本の排他的経済水域での違法操業が目立ち韓国側の取締りも緩やかであるとの実情報告がありました。また、今年7月には10年間有効の竹島での漁業権を島根県に申請したとの報告もありました。

当委員会に出席した松田町長よりは、今年2月に関係機関に提出した要望書についての報告がありました。要望書の内容は、隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視艇、巡視艇複数配備を求めるものであります。

町長によると、当時の海上保安長官への要望活動の中で長官より「日本海側の各地に配備されている巡視艇の配備態勢を総点検し、配備が可能かどうか検討する」との返答があったとのことあります。しかし、残念ながら未だ進展がみられないとのことあります。安倍晋三首相は、7月にフィリピン沿岸警備隊の支援を目的に巡視艇10隻の供与を表明したところありますが、深刻な状況下にある隠岐島周辺海域になぜ大型巡視艇を配備できないのか、大変遺憾に思うところあります。

なお、この日の委員会のその他の協議事項で委員からの要望意見は、隠岐ジオパークの世界認定に伴い、竹島関連の看板・パンフレットなどにも外国語表記が必要との指摘の声がありました。また、竹島問題のより効果的な啓発の一つとして、竹島バッジ製作の提案があり、

町へ要望しました。更には、韓国と民間レベルでの交流を行い互いに理解を深める試みも必要であるとの意見もありました。

議会会期中の9月20日の委員会では、本町における小中学校での竹島にかかわる学習について、教科書の記述内容や学習資料等について学びました。この資料をもとに閉会中の委員会において教育現場より講師を招き、更に調査研究を深めることといたしました。

また、町内の竹島関連表示物の全てを写真により確認し、今後看板などを設置するにあたって、より効果的な表示方法を検討するよう執行部に求めました。執行部からは、看板に関しては今年度中に、都万支所、布施支所、中出張所付近に設置するとの報告がありました。

その他委員からの意見要望は、竹島問題に関して動画等によるインターネット配信に特に力を注ぎ、啓発・啓蒙に努めるべきであるとの意見がありました。

竹島東京集会の開催については、昨年4月県民会議と日本の領土を守るため行動する議員連盟との共催で初めて開催されましたが、第2回開催に向けての具体的な動きはなく、開催が危ぶまれています。そこで、領土権確立の一步となる東京集会の開催を強く求め、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議への要望書の提出をすることといたしました。

なお、所管の調査事項について、議会閉会中も引き続き調査研究を進めてまいります。

以上をもちまして、当委員会からの中間報告といたします。

議長（石田茂春）

以上で、「特別委員会の中間報告」を終ります。

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第68号「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」から認定第14号「平成24年度隠岐の島町上水道会計歳入歳出決算の認定について」までの30件及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 68 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 68 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 69 号「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から議第 76 号「平成 25 年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 69 号から議第 76 号までの 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 77 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」から議第 79 号「隠岐の島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 77 号から議第 79 号までの 3 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 80 号「工事請負契約の締結について（公共下水道中町ポンプ場電気機械設備工事）」から議第 82 号「工事請負変更契約の締結について〔町営住宅いわいずみ団地建設工事（5 工区）〕」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、議第 80 号から議第 82 号までの 3 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、諮問第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、諮問第 3 号は意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 24 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 14 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、請願第 2 号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」、陳情第 3 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情」、陳情第 4 号「町道加茂箕浦線改良及び高潮対策護岸整備について」、要望第 2 号「原田地区に防災避難所の建設を」の 4 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、請願第 2 号、陳情第 3 号、陳情第 4 号、要望第 2 号の 4 件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程と審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、3件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員・委員会提案の要件を満たしておりますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました3件の議員・委員会提出議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

まず始めに、発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

4番：佐々木雅秀 議員

4番（ 佐々木 雅 秀 ）

発委第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年10月1日提出

提出者 総務産業建設常任委員会委員長 佐々木 雅 秀

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

地方財政の充実・強化を求める意見書についてご説明を申し上げます。

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治体の本旨からみて容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

更に、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次のとおり、対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
3. 地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。
4. 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
5. 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、2014年度予算において完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
6. 地方公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、ラスパイレス指数のあり方を含め、給料と各種手当の総合的な比較を行い、国と地方の協議の場において、十分に協議すること。
7. 地域の防災・減災にかかる必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替えは厳に慎むこと。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 1 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命
担当大臣（経済財政政策担当）

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第7号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第7号について、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第8号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための
意見書」について、提出者から「提案理由の説明を」を求めます。

4番：佐々木雅秀 議員

4番（佐々木雅秀）

発委第8号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のため
の意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出しま
す。

平成25年10月1日提出

提出者 総務産業建設常任委員会委員長 佐々木 雅 秀

隠岐の島町議会議長 石田 茂 春 様

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫
緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水質源の涵養、自然環
境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの
（第一約束期間における温室効果ガス排出削減義務6パーセントのうち、3.8パーセントを森
林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化のための石油石炭税の税率の特例措置」が、平成24

年10月に導入されたが、用途はCO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化に対する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一割を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 1 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発委第8号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第8号について、原案とおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第8号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「道州制導入に断固反対する意見書」について提出者から「提案理由の説明を」を求めます。

11番：高宮陽一 議員

11番（高宮陽一）

発議第4号 道州制導入に断固反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項、第2項の規定により提出します。

平成25年10月1日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	高宮陽一
賛成者	隠岐の島町議会議員	西尾幸太郎
賛成者	隠岐の島町議会議員	池田賢治
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部大助
賛成者	隠岐の島町議会議員	佐々木雅秀
賛成者	隠岐の島町議会議員	前田芳樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	平田文夫
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋藤幸廣
賛成者	隠岐の島町議会議員	小野昌士
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋藤昭一
賛成者	隠岐の島町議会議員	米澤壽重
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠藤義光
賛成者	隠岐の島町議会議員	池田信博
賛成者	隠岐の島町議会議員	福田晃
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部和子

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

それでは、提案理由の説明を行います。

道州制については、平成18年2月に第28次地方税制調査会が道州制の答申を行い、翌19年1月には道州制特区推進法が施行されるなど道州制導入に向けた議論がスタートいたしました。しかしながらこれまで何度となく議論されてきておりますが、政界、経済界、中央省庁、有識者の間での議論で止まっており、その意味では常に国民不在の議論であったと思い

ます。住民の支持を得られない道州制であれば、むしろ“百害あって一利なし”であります。

地方分権に逆行し効率性や経済性を優先して地域の伝統や文化、郷土意識を無視して作り上げる大規模な団体は、地方住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではありません。

全国町村議会議長会でも道州制は絶対に導入をしないことを求める要望を決定し、政府・国会に提出し要請をしているところでありますが、隠岐の島町議会においても、道州制の導入に反対するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年10月1日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当大臣

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第4号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

これより、資料配付のため暫時休憩といたします。

（本会議休憩宣告 14時04分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 14時06分）

日程第6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしました

とおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

日 程 第 7、議 員 派 遣 の 件

「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これを以って散会し、平成25年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 14時07分)

以 下 余 白